

テロ報復戦争と日本自衛隊参戦の中止を 求める声明

民主主義科学者協会法律部会 会員総会

2001年11月17日

9月11日にアメリカで起こったテロ行為と、それにたいするアメリカ政府の軍事的対応によって、いま世界は大きな岐路に立たされている。私たちは、暴力にたいして暴力が応える世界か、人間の尊厳の実現をめざす法による解決を求める世界か、の選択を迫られている。地球上のすべての人々は、人間として尊重され、平和のうちに生存する権利を有している。私たちは、このことを断固として擁護する立場に立つがゆえに、まず何よりも9月11日のテロ行為を糾弾する。と同時に、テロ行為に対するアメリカ政府をはじめとする軍事的対応、およびこれに全面的に追従する日本政府の自衛隊派兵に私たちは反対する。

そもそもテロ行為は、その目的や背景の如何を問わず許すことのできない犯罪行為である。国際社会は、テロ行為根絶のためにこれまでもさまざまな法的努力を積み重ねてきた。こうした努力は、今こそ強められなければならない。

また国際社会は、二つの世界大戦などの経験を踏まえ、国際紛争を非暴力的に解決する制度と理念を確立してきた。すなわち国連憲章の集団安全保障とその下で確認された人間の安全保障の理念である。9月11日のテロ行為を理由として米英政府がすすめてきたアフガニスタンにおける軍事行動は、この国連憲章に従った強制措置とは無縁の一方的単独行動であり、また国連憲章51条が定める自衛権の行使として正当化されるものでもない。

アメリカなどによる軍事行動は、国際社会の長年にわたる努力をないがしろにし、その成果をアメリカを先頭とする軍事大国による一方的な秩序形成によって置き換えようとするものと言わざるをえない。

このような国際法違反のアメリカの軍事行動に協力するとすれば、それはアメリカと同様に国際法に違反し、軍事大国による一方的な秩序形成を促すことになる。ところが小泉内閣は、軍事大国による一方的秩序形成への参画を図るべく自衛隊の海外出動体制の確立にむけて、ここでアメリカの武力行使に積極的に協力し、一挙に自衛隊の参戦実績をつくらうとしている。自衛隊派遣は、平和憲法の下での日本の軍事組

織によるはじめての武力行使への参加となる。それは未だに第二次世界大戦の戦争責任を果たしていない日本とアジア諸国の民衆との間の平和的信頼関係の構築にとても、重大な障害をつくりだすものとなろう。

「テロ対策特別措置法」は、周辺事態法にあった自衛隊派兵にたいする制約をいくつもの点で突破し、自衛隊の海外出動体制の整備にむけて新たな一步を画するものとなっている。

すなわち、自衛隊の活動領域は一挙に「外国の領域」にまで広げられ、その武器使用要件は「自己の管理の下に入った者」の生命、身体の防護にまで拡大されている。このことは「戦闘が行われていない地域」という限定を無意味なものとし、自衛隊が国際法上の交戦者の地位に立って、武器使用、すなわち武力行使を行うことを意味する。本法に示された「協力支援活動」は、いずれも現実の戦闘行動に不可欠の一環であるから、これらの活動を通じて自衛隊は、事実上戦争に参加することになる。その意味で本法は、「報復戦争参加法」というべきものである。また本法は、自衛隊のこの支援活動にたいし、国会の事前承認すら求めず、ただひたすらに参戦実績づくりを急ぐものとなっている。

更にまた政府与党は、この機に乗じて一挙に今国会でPKF本体業務への参加凍結の解除、武器使用基準の緩和を実現しようとしている。これらの動きは自衛隊の海外出動体制の確立にむけた一連のものであり、日本国憲法の平和主義・国際協調の原則にかかわる改憲を先取りするものである。

他方、今回の自衛隊法改正は、治安出動前の「警護出動」「情報収集活動」を新設し、その際の武器使用を事実上無制限に可能としている。またかつて「国家秘密法」などとして試みられた「防衛秘密」の漏洩罪を新設し、その教唆も含めて重罰を科している。これらは、軍事機構の治安機能を強化して民主主義的政治過程、市民的自由に対して深刻な脅威を及ぼすものである。今後も「テロ対策」「市民の安全」を理由にした有事立法体制の整備や市民的自由にたいする治安的規制が強化される恐れがある。私たちは国内体制においても軍事・治安部門の役割を高めるこのような動向を深く憂慮するものである。

ところがこのような 憲法の根幹にかかわる問題についての討論にたいして、これを「神学論争」と揶揄し、「常識」「感情」に合わないとして排除することが、こともあろうか首相をはじめとする政府の要職者によってなされている。これは、すべての民主体制の前提にある理性的討論そのものにたいする危険な挑戦といわねばならない。私た

ちは政府当局者に猛省を求めるとともに、マスメディア関係者にたいしても、国民のあいだでの理性的討論を確保するため公正で良識ある活動を期待するものである。

私たちは、許しがたい9月11日事件の背景を考えると、そこに新自由主義的なグローバル化の下でいっそう深刻化している世界の貧困と格差、そしてそこで生じる紛争にたいするアメリカ政府を先頭とする軍事的抑圧があることを見過ごすことができない。こうした不公正と暴力にたいして、人間らしい生活と平和を求める世界各地の民衆の運動は、この間、人間の安全保障を最優先する非暴力の国際協力と連帯運動こそが必要であることを確かめてきた。この立場は、まさに日本国憲法が、その前文で「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認」し、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意」し、憲法第九条が国際紛争解決手段としての戦争と武力による威嚇または武力行使を放棄し、戦力不保持と国の交戦権の否認を定めた立場に他ならない。軍事力によらない人間の平和保障の立場こそが、グローバル化した世界の中に存在するテロ行為を究極的に根絶していくうえでもとられるべき立場である。

このような平和主義の憲法を有しているにもかかわらず、経済大国として大きな影響力をもつわが国が、海外において軍事力を行使することは、人間の安全保障の理念に逆行するものである。

日本はいまこそ平和主義の憲法をもつ国家として、この憲法の原点に立ち、平和的手段によってテロ行為根絶のため積極的に貢献すべきである。